

広報家畜衛生

平成30年1月16日発行
徳島家畜保健衛生所
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225
家畜保健衛生所ホームページURL
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011110200042/>

香川県の肉用鶏農場において 高病原性鳥インフルエンザの発生！ (H5N6亜型)

2018年1月11日、香川県さぬき市の肉用鶏農場において、死亡鶏が増加したため、簡易検査を実施したところ、陽性を確認。その後、実施された遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が確認されました。

1 発生農場の概要

場 所：香川県さぬき市
飼養羽数：約51,000羽
関連農場飼養羽数：約40,000羽

2 経緯

- (1)1月10日(水)、香川県は、死亡肉用鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- (2)当該肉用鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し、陽性を確認。
- (3)1月11日(木)、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)疑似患畜と判明したため、当該農場(肉用鶏約5.1万羽)及び当該農場の関連農場(肉用鶏約4万羽)で飼養されている家きんについて、疑似患畜として殺処分、消毒、周辺農場における法的な移動制限等、防疫措置を開始。

移動制限区域

半径3km圏内の家きん飼養農場(発生農場は除く)：8戸

搬出制限区域

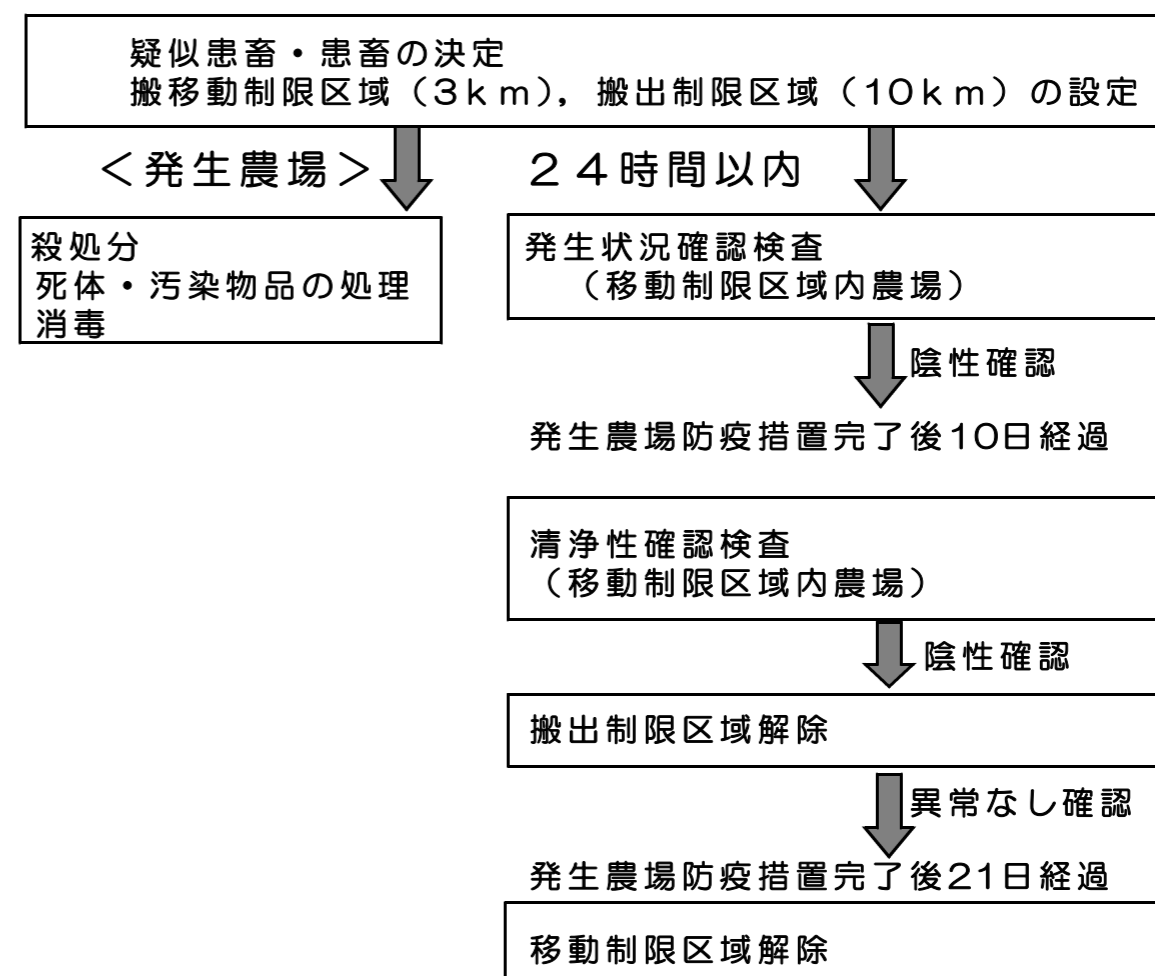
半径3km～10km圏内の家きん飼養農場：19戸

- (4)1月12日(金)、遺伝子分析の結果、高い病原性を有するとされる配列が確認されました。
- (5)また、NA亜型が判明し、H5N6亜型であることが確認されました。

<香川県防疫措置状況>

- 1月11日(木) 23時45分から殺処分開始
1月12日(金) 19時30分、約91,000羽の殺処分を完了し、同日密閉・消毒等終了。
1月13日(土) 発生農場のふん尿や敷料の処理を開始。
1月14日(日) 汚染物品の処理終了
鶏舎の消毒(1回目)終了

- 1月25日(木)以降 清浄性確認検査実施
(防疫措置終了後10日間が経過後)
陰性が確認され、10km圏内で発生が認められなければ、搬出制限区域(3～10km)を解除。



徳島県における防疫対策

< 消毒ポイントの設置（5カ所） >

県内への感染を水際で防ぐため、県境付近幹線道路に5カ所1月12日（金）から畜産関係車両の消毒を実施。

< 緊急消毒（消石灰の配布） >

ウイルスの侵入を防ぎ、更なる防疫対策の徹底を図るため、消石灰を全農家に配布し、緊急消毒を実施。

1月11日から順次配布しています。配布されるまでは、お手持ちの消石灰で鶏舎周りを中心に確実に消毒をお願いします。

< 死亡羽数徴求報告

月1回→週1回へ変更

香川県での高病原性鳥インフルエンザ発生を受け、徳島県では「死亡羽数の徴求報告」を「月1回から週1回」に変更します。

○報告すべき事項

- 1 毎週月曜日及び鶏等の入雛又は出荷のあった日の鶏等の飼養羽数並びに当該月曜日から翌週日曜日までの7日間の鶏等の死亡羽数
- 2 1の期間における高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定出来ないような状況の有無

○報告書の提出期限

報告に係る期間の直後の水曜日の正午まで（郵便による場合は、同日正午までに必着とする。）

1月15日（月）から1月21日（日）までの死亡羽数等

1月24日（水）までに報告

*環境省の「野鳥の監視体制対応レベル」は、対応レベル2

本病の発生防止に万全を期すため、以下の事項の確実な実施について、ご協力をよろしくお願い致します。

1. 野鳥や小動物の鶏舎等への侵入防止をお願いします。

鶏舎・防鳥ネット等の定期的な点検及び破損箇所の修繕に加え、鶏舎周辺の清掃・整理整頓等、野生動物を鶏舎周辺に寄せ付けない対策の実施。

2. 農場出入り口・周辺での消毒（消石灰等）を徹底してください。

消石灰等による鶏舎周辺の消毒を確実に実施。

3. 異常家きんの早期発見、早期通報にご留意ください。

鶏の日常の健康観察を徹底し、死亡羽数の急増（通常の死亡率の2倍以上）や、飼養鶏に異常が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡下さい。

<連絡先>

徳島家畜保健衛生所	088-631-8950
阿南支所	0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。

4. 農場に出入りする人・車両の記録をお願いします。

5. 当所からの広報など鳥インフルエンザ関係情報の収集に努めてください。

6. 韓国、中国および国内発生場所への不要不急の旅行等は自粛をお願いします。

関係者全員が一致協力し、高病原性鳥インフルエンザの発生防止に努めましょう！

